

(別表1)

事業継続力強化支援計画

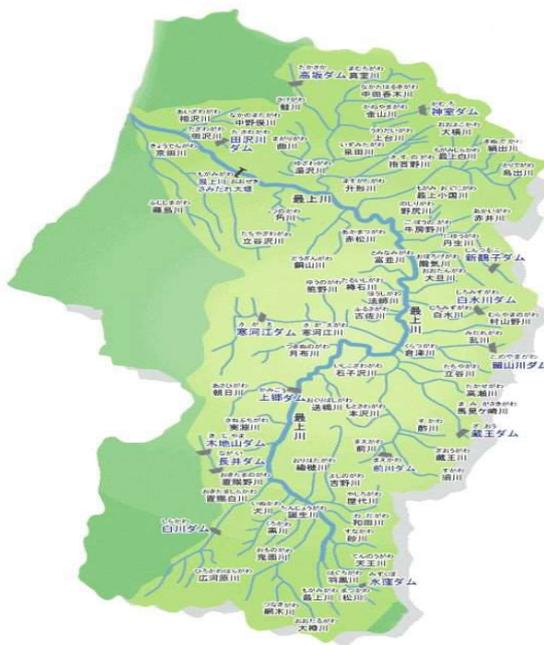
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の概要・立地

天童市は山形県のほぼ中央に位置し、県庁所在地である山形市に隣接し、車で約20分程度と近いことから通勤者のベッドタウンとして発展してきた。面積は113.02平方kmで、県内13市の中では最小である。また、奥羽山脈を源とする立谷川・乱川の扇状地で、東部は奥羽山脈に含まれる山岳地帯、西部は山形盆地に属する平野部となっている。当市南西部には最上川が流れ、中央部の倉津川、北部を流れる乱川がそれぞれ最上川に合流している。



当市はこれまでも数々の災害に見舞われてきた。近年では、令和2年7月28日の大雨により市西部を流れる最上川の下野観測所において、これまでの最高水位(17.55m)を記録した。市内の被害状況は下記のとおり。

令和2年7月豪雨災害状況

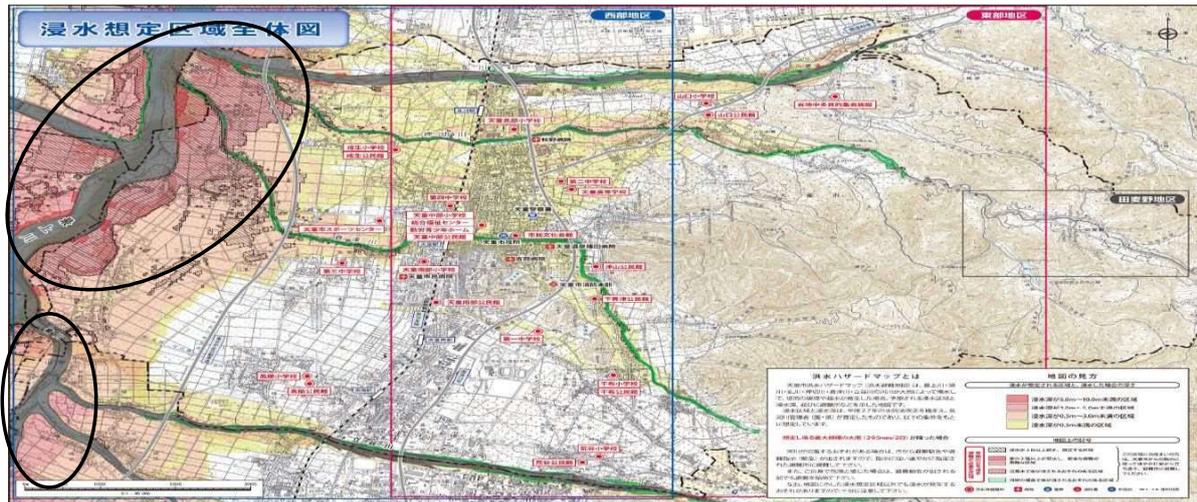
被害状況	件数等
建物被害	住家3棟(床上浸水1棟、床下浸水2棟) 非住家14棟(床上浸水10棟、床下浸水4棟)
避難者	749人
農林水産被害	約5億5千万円
災害廃棄物	可燃物 総重量: 3,670kg 処分費: 66,060千円 不燃物 総重量: 1,060kg 処分費: 19,080千円
道路施設等の被害	被害総額 6,300千円
下水道管渠	マンホール溢水41か所 マンホール破損5か所

出典：天童市内における主な災害記録、地域防災計画資料編より

② 想定される災害等リスク

【洪水：洪水ハザードマップ】

今町、蔵増、寺津地区において最大5mから10m、市内中心部においても最大0.5mの浸水が想定されている。浸水想定地区には市内8つの工業団地のうち3つの工業団地(山口西、天童インター、北部)が含まれている。



出典：天童市洪水ハザードマップ 令和5年度

【土砂災害警戒区域等一覧】

土砂災害には、「がけ崩れ」「地すべり」「土石流」の3つの種類があり、これらの発生には、長雨や集中豪雨による影響が多くみられる。山形県による天童市の土砂災害警戒区域指定場所は、土石流28か所、地すべり1か所、がけ崩れ29か所の合計58か所に及ぶ。

<天童市>土砂災害警戒区域等一覧

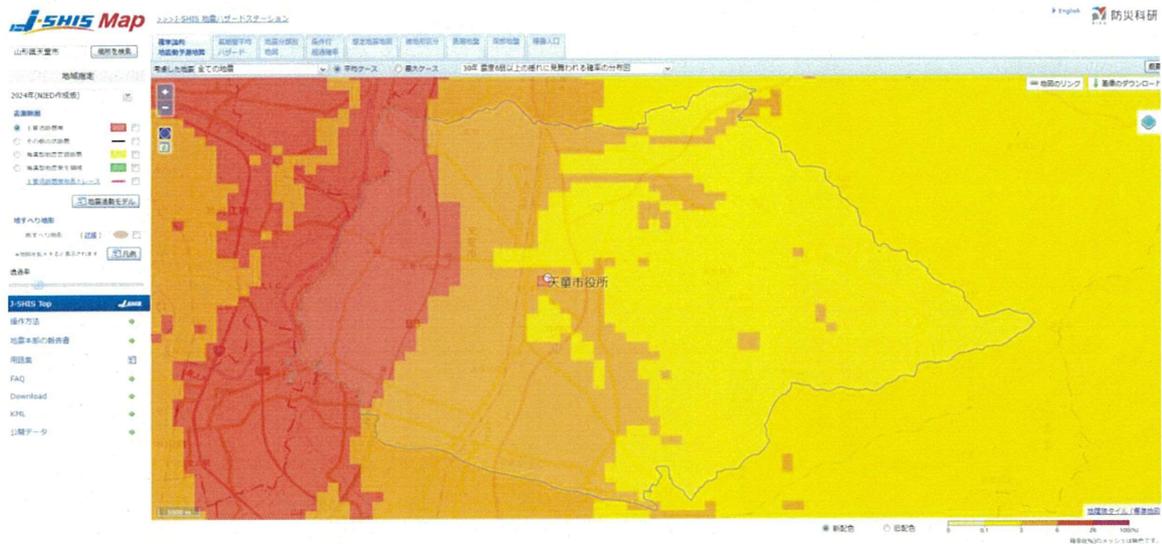
	区域指定数
土石流	28
地すべり	1
がけ崩れ	29
合計	58

区域指定箇所番号	自然災害の現象	区域指定箇所名	区域指定箇所名(ふりがな)	所在地の大字等名	所在地の大字等名(ふりがな)	1画目		2画目	
						土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
						告示番号	告示年月日	告示番号	告示年月日
1-1305	急傾斜地	天童中	てんどうなか	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
1-1306-1	急傾斜地	沼北-1	ぬまきた-1	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
1-1306-2	急傾斜地	沼北-2	ぬまきた-2	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
1-1306-3	急傾斜地	沼北-3	ぬまきた-3	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
1-1309	急傾斜地	北	きた	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
J11-H001	地すべり	小路	こうじ	天童中	てんどうなか	県告示第330号	H24.3.27		
1-1307	急傾斜地	北目-1	きため-1	北目	きため	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-1308	急傾斜地	北目-2	きため-2	北目	きため	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-1310	急傾斜地	北目-4	きため-4	北目	きため	県告示第450号	H20.5.2	県告示第457号	H20.5.2
2-10-H0001	急傾斜地	北目-5	きため-5	北目	きため	県告示第450号	H20.5.2	県告示第457号	H20.5.2
1-1303	急傾斜地	城山-1	しろやま-1	北目	きため	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-1302-1	急傾斜地	城山-2-1	しろやま-2-1	北目	きため	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-1302-2	急傾斜地	城山-2-2	しろやま-2-2	北目	きため	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-19	土石流	倉里蔵沢	くらざわ	倉津、山元	くらつ、やまもと	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-20	土石流	倉里蔵沢	くらざわ	倉津、山元	くらつ、やまもと	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
2-1301	急傾斜地	倉里蔵沢	くらざわ	倉津	くらつ	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
2-1302	急傾斜地	倉里蔵沢	くらざわ	倉津	くらつ	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-10	土石流	倉里蔵沢	くらざわ	倉津、安良沢	くらつ、やすらざわ	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-11	土石流	出湯川	いすづか	倉津、安良沢	くらつ、やすらざわ	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-21	土石流	倉里蔵沢	くらざわ	倉津	くらつ	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-22	土石流	下飯野丹沢1	しもひきのとさわ2	天童野	たむきの	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-23	土石流	下飯野丹沢2	しもひきのとさわ2	天童野	たむきの	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
11-24	土石流	下飯野丹沢3	しもひきのとさわ3	天童野	たむきの	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-0000-1	急傾斜地	八幡山-1	はちまんやま1	原野	はらま	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
1-0000-2	急傾斜地	八幡山-2	はちまんやま2	原野	はらま	県告示第578号	H23.6.24	県告示第579号	H23.6.24
2-134525	急傾斜地	八幡山	はちまんやま	原野	はらま	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
2-1313	急傾斜地	寺津	てらつ	寺津	てらつ	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
11-3	土石流	田家沢	たむきの	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-4	土石流	外瀬	そとせ	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-5	土石流	山原沢	さんざわ	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-H001	土石流	山原沢	さんざわ	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-8	土石流	新井	にい	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-7-1	土石流	太田沢	おたけざわ	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-7-2	土石流	石	いし	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-H002	土石流	田家野	たむきの	田家野	たむきの	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
2-1308	急傾斜地	田家野	たむきの	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
2-1309	急傾斜地	田家野	たむきの	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
2-134021	急傾斜地	田家野	たむきの	田家野	たむきの	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
11-1	土石流	山原沢	さんざわ	山口	やまぐち	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-2	土石流	太田沢	おたけざわ	山口	やまぐち	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-H003	土石流	二子沢	ふたござわ	山口	やまぐち	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
11-H004	土石流	上山口	かみやまぐち	山口	やまぐち	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
11-H005	土石流	上山口	かみやまぐち	山口	やまぐち	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
11-H006	土石流	上山口	かみやまぐち	山口	やまぐち	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
11-8	土石流	新井	にい	山口	やまぐち	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-9	土石流	新井	にい	山口	やまぐち	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-H007	土石流	谷中	やちなか	川原	かわら	県告示第447号	H26.4.30	県告示第451号	H26.4.30
2-1307	急傾斜地	田家野	たむきの	田家野	たむきの	県告示第809号	H21.9.8	県告示第817号	H21.9.8
11-13	土石流	新井	にい	山元	やまもと	県告示第847号	H24.8.24	県告示第850号	H24.8.24
2-1304	急傾斜地	善徳	よきたか	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
2-1306	急傾斜地	善徳	よきたか	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
2-1310-1	急傾斜地	善徳	よきたか	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
2-1310-2	急傾斜地	善徳	よきたか	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
2-1312	急傾斜地	善徳	よきたか	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
1-1304	急傾斜地	山元	やまもと	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
2-1303	急傾斜地	立花	たちばな	山元	やまもと	県告示第330号	H24.3.27	県告示第334号	H24.3.27
8-80	土石流	地蔵堂	じぞうどう	下飯野	しもひきのと	県告示第428号	H22.4.23	県告示第430号	H22.4.23
2-1114-1	急傾斜地	地蔵堂	じぞうどう	下飯野	しもひきのと	県告示第437号	H28.4.12	県告示第440号	H28.4.12

出典：こちら防災山形！令和6年9月20日時点

【地震：J-SHIS】

近隣市町村には国内有数の断層帯である山形盆地断層帯が存在しており、阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）や熊本地震（マグニチュード7.3）を上回る規模の直下型地震が発生する可能性がある。地震ハザードステーション2024年（NIED作成版）の確率論的地震動予測地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で6%～26%の確率で発生するとされている。



出典：2024年（NIED作成版）J-SHIS 自身ハザードステーション

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

《商工業者数》 2, 602事業所

《小規模事業者数》 1, 974事業所

《内訳》

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農林漁業	32	27	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	286	273	市内に広く分布している
製造業	239	170	市内に広く分布している
電気・ガス・熱供給・水道業	4	3	
情報通信業	12	11	
運輸業、郵便業	72	47	市内に広く分布している
卸売業、小売業	747	458	市内に広く分布している
金融業、保険業	48	38	市内に広く分布している
不動産業、物品貸借業	171	171	市内に広く分布している
学術研究、専門・技術サービス業	87	67	市内に広く分布している
宿泊業、飲食サービス業	367	258	宿泊業は天童市鎌田本町が多い
生活関連サービス業	315	277	市内に広く分布している
教育、学習支援業	66	55	市内に広く分布している
医療、福祉	49	45	市内に広く分布している
複合サービス事業	15	9	
サービス業(他に分類されないもの)	92	65	市内に広く分布している
合計	2, 602	1, 974	

出典：令和3年度経済センサスより

(3) これまでの取組

① 天童市の取組

- ・天童市国土強靱化地域計画策定（令和3年4月）
- ・平成17年8月26日 天童商工会議所と「災害時等における生活必需物資等の供給及び輸送に関する協定」締結
- ・天童市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・避難行動要支援者に対する「天童市要配慮者避難支援計画」の策定
- ・防災資材、避難所運営用品及び生活用品、感染症等対策備品の備蓄
- ・天童市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成26年3月）
- ・避難に関する情報の広報及び啓発
（緊急速報メール・SNS等による防災情報の発信等）

② 天童商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・山形県火災共済協同組合や損害保険会社等と連携した加入促進
- ・防災用品（食料品、飲料水、ヘルメット、携帯用トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布タオル、救急医薬品セット等）の備蓄

II 課題

① 事業者のBCP策定状況について

株式会社帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する企業の意識調査（2024年5月）」によると、全国でのBCP策定率は19.8%と低い。山形県は同じく株式会社帝国データバンク「BCP策定率（2024年都道府県別）」によると21.7%と全国水準と比較すると若干策定率は高いものの進捗が見られない現状である。市内事業所のBCP策定済企業割合は20.0%、BCP策定に関して「現在、検討していない」と回答した企業割合は38.4%となっており（令和6年1月景況調査）国や県と同様BCP策定に対する進捗が遅い。

BCPを策定していない理由については、「策定に必要なスキル、ノウハウがない」が最も高く、次いで「策定する人材を確保できないこと」「策定する時間を確保できない」となっており、人員、人材不足が大きな要因となっている。

② 天童商工会議所の支援体制について

平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員がなく、保険、共済に対する助言を行える職員が不足している。商工会議所の本業である通常の経営支援のほか、経営発達支援計画に伴う支援も行っている中で、防災対策まで手が回らず、事業者BCP策定支援ができていない。

③ 天童商工会議所自身の事業継続について

当会議所では、当会議所会館における防災訓練については実施しているものの、事業継続に係る具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項が明確になっていない。

III 目標

① 事業者のBCP策定支援強化

市においても、令和2年7月の豪雨災害による被害があったこと、浸水想定地域や土砂災害警戒区域指定場所が複数あること、近隣市町村に国内有数の地震断層帯である山形盆地断層帯があり、マグニチュード7.8クラスの直下型地震が今後30年以内に発生する可能性があることから、注意が必要である。これらを踏まえ、市内事業者の自然災害への事前の備え、事後いち早く復旧等を支援するために天童商工会議所と天童市との共同により事業継続力強化支援計画を策定し、事前対策を徹底し、発生後の対策の取組、連携し地域経済・事業所への影響を最小限にする体制を構築する。また、地区内小規模事業者自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、BCP策定支援強化を図る。

② 天童商工会議所の支援体制について

緊急時に対応できる人員、保険と共済に関する助言を行える職員の育成のため、損保会社等から専門家を招聘し育成を図る。

③ 天童商工会議所自身の事業継続について

発災後速やかな復興支援策と拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・天童商工会議所と天童市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

天童市地域防災計画、天童市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

・地区内小規模事業者へ「山形県版BCPモデル」を支援ツールとして活用し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
・ハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害リスクや新型コロナウイルス感染症が事業に与える影響（売上減少、費用負担の増加、労働力不足等）を軽減するための取組（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）や対策について説明する。
・災害等に対応した損害保険や生命保険商品の情報提供を会報、ホームページ等において案内し、啓発活動を行う。
・事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP策定に必要なスキルとノウハウ習得に繋がるよう小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

・令和7年3月までに作成する。

3) 関係団体との連携

・損害保険会社等に専門家派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
・感染症に関しては、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP策定の取組状況を調査する。（景況調査にて）
・市と適宜、電話やメール等で被害状況や支援情報等を共有し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度5強以上の地震、洪水、土砂災害）が発生したと仮定し、市との連絡ルートについて確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等発生時には、人命救助を第一とし、その上で下記の手順で地区内被害状況を把握し関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

・発生後1時間以内を目途に職員の安否確認を行う。
・連絡網により携帯電話で確認し、安否報告と業務従事の可否を事務局長に報告する。

- ・発生時に携帯電話での連絡が困難になった場合は天童商工会議所職員互助会グループLINEを利用し事務局長へ安否報告と業務従事の可否報告等を行う。
(報告事項：自身の状態、出社の可否、家族の状態、家屋の損壊、コメント)
- ・市内の大まかな被害状況（家族被害や道路状況等）について情報収集し、当会議所と市など関係機関で共有する。
- ・国内感染症発生の場合には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒・換気、職員の手洗い・うがい等をはじめ来客対応時手指消毒を徹底する。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、天童市と協力し天童商工会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・職員自身の目視・判断で命の危険を感じる状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後や安全が確保できる状況になった場合に出勤する。
- ・大まかな被害状況や安否確認等を天童市との間で速やかに把握・共有し、被害の状況や規模に応じた応急対策の方針を決める。但し、想定する応急対策の内容は概ね次の状況を判断基準とする。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	1. 地区内の10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の1%程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 3. 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており確認ができない。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握 ③支援施策の立案、実行
被害がある	1. 地区内の1%程度の事業者で、「屋根や看板が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 2. 地区内の0.1%程度の事業者で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	①応急相談窓口の設置、相談業務 ②被害調査、経営課題の把握
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない	特に行わない

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

天童商工会議所と天童市間で被害状況等を共有する間隔

発生後～3日間	1日に2回共有する
3日間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	2日に1回共有する

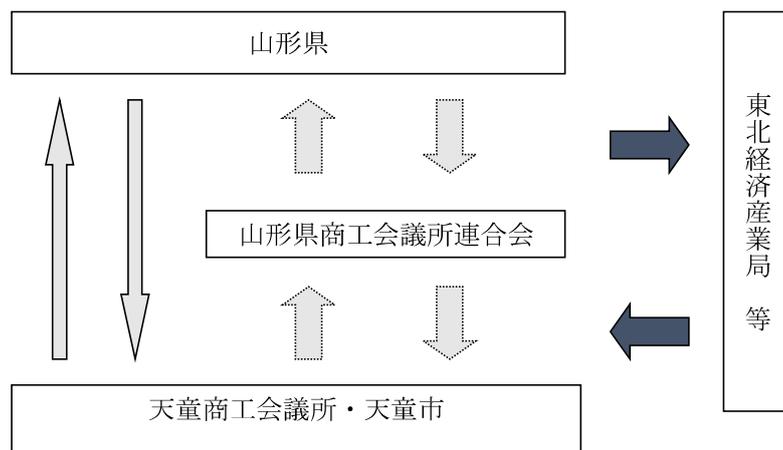
< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 > ※下図は連絡ルート

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による2次被害を防止するため、被災地域での活動について決める。
- ・天童商工会議所と天童市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品

等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

- ・天童商工会議所と天童市が共有した情報を、天童商工会議所又は天童市から山形県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山形県等からの情報や方針に基づき、天童商工会議所と天童市が共有した情報を山形県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

・天童市と相談の上、安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。国や県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。

2) 管内小規模事業者の被害状況の確認

・地区内小規模事業者の被害状況詳細を確認する。確認にあたっては「確認シート」を作成し迅速な被害状況の把握に努める。

3) 被災事業者施策の周知

・応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者へ電話・ホームページ等により周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

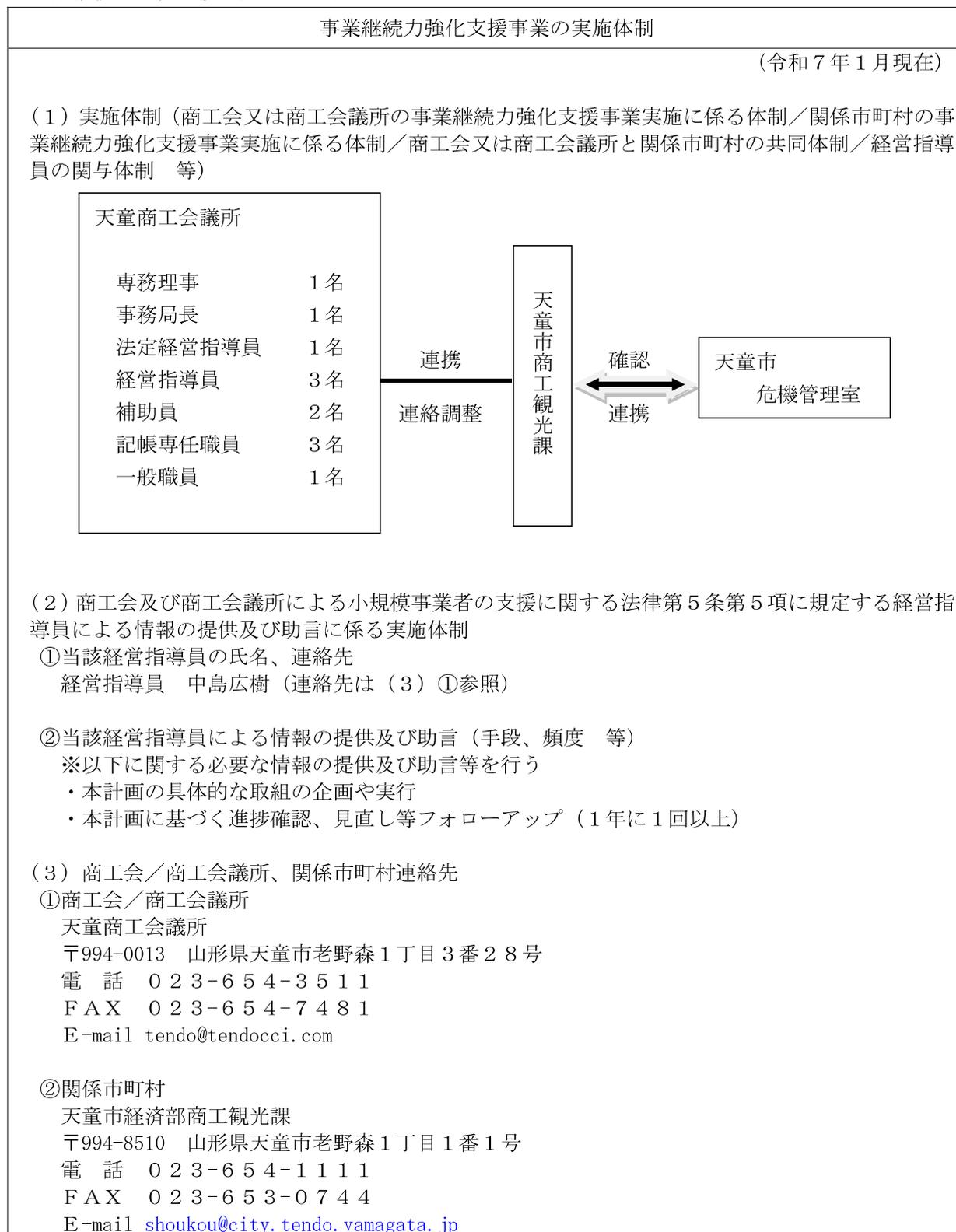
・山形県の方針に沿って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山形県等に相談する。

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山形県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



③関係市町村
 天童市総務部危機管理室
 〒994-8510 山形県天童市老野森1丁目1番1号
 電話 023-654-1111
 FAX 023-653-0714
 E-mail tendo@city.tendo.yamagata.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
セミナー開催費	250	250	250	250	250
パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入等。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

